

## 第2回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成20年10月28日（火）10：22～11：56
2. 場所：永田町合同庁舎2階 206会議室
3. 項目：厚生労働省との意見交換  
「保育分野について」
4. 出席者：【規制改革会議】白石主査、翁委員、鈴木専門委員  
【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局保育課 課長 今里 譲氏  
【規制改革推進室】鈴木室参事、岩村企画官、事務局

### 5. 議事：

○白石主査 今日、お忙しい中ありがとうございます。非常に内容が盛りだくさんで、本来でしたら回答に関して御説明を伺った上で質疑になるのですが、もうこちらの方で読み込みをいたしましたので、早速不明な点を再確認させていただくという形式でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

お手元にある資料3が、そちら様から御回答いただいた内容でございますので、こちらに沿って再確認をお願いしたいと思います。

まず1点目の、保育所制度関連の中のイコールフットィングというところですが、これは、運営費は株式会社にも出されていますが、施設整備費は出せないということですね。今一度、詳細に御説明をお願いいたします。介護保険の場合は、施設整備の減価償却分を含めた報酬単価となっていますが、なぜ保育ではこれができないのかということ。

○今里課長 現行施設整備の補助対象かどうかという観点で申しますと、ここにございますように憲法 89 条は、公の支配に属しない慈善、教育、博愛事業に対して、公金その他の公の財産を支出してはならない。または利用に供してはならないということになっております。

社会福祉法人のような場合には我々の整理でまいりますと、公の支配に服しているという形なのですが、株式会社やNPOの場合には、関与の度合いが社会福祉法人とは異なっておりますので、このところを公の支配に服しているという形で、施設整備の補助対象とすることはできないという考え方でございます。

○白石主査 逆に、きちんとNPOや株式会社についても、実質的な関与を強めていくということと併せて、施設整備費を出していくという方向性はないわけですか。

○今里課長 1つには、社会福祉法人にはいろいろな規制がかかっておりますし、仮に全く同等の規制のようなものをかけることが制度上、株式会社、NPOに対しても保育所を設置する場合に関して、全く同じものができればそれは可能性があるのかもしれませんが。ちょっとそこら辺は法制局とか、そういうところの見解になるかと思います。

幾つもあるんですけども、社会福祉法人の場合には事業をやめて解散しますと、施設整備の補助金を出してつくった施設、例えば財産が、同種社会福祉法人に引き継いで同じような事業をやってもらうか、さもなければ、その国庫に帰属するという規定がございます。社会福祉法人の財産は、続けている限りは社会福祉法人の財産ではあるのですが、ずっとそこを持ち続けるという性格のものでないものですから、そこら辺は株式会社などとは若干性格が異なるのかなと私は思っております。

○鈴木専門委員 逆に言えば、そういう制約を株式会社に課すことによって、施設整備費を出す考え方はできないのでしょうか。

○今里課長 それは仮定の話としてはあり得るかもしれませんが。ただ、株式会社にそういう規制をかけると、逆に規制強化かなという気もするんですけども。

○鈴木専門委員 でも、現状では憲法第89条が適用されて施設整備費がでないという規制があるわけですから、これは、制約を課すことによって、結果的には規制緩和になっています。つまり、規制強化というよりは、もともとあるものの援用という形になるのではないかと思うのですが。

○今里課長 憲法89条だけではなくて、実際に例えば社会福祉法であるとか、そういった法律で規制がかかっていますので、それと同等の規制が株式会社にに対してかけるということが、少し難しいのではないかと思うんですけども、頭の体操としてはあり得る話かもしれません。

○白石主査 先ほどおっしゃいました社福が解散すると、同種の社福に同じような事業を引き継ぐか、もしくは国庫に財産が返還されるということでしたが、今まで解散した社福の中で、そういう規定を外れたところというのは皆無なのではないでしょうか。

○今里課長 まず、事実としてあったかどうかは残念ながら承知しておりません。

○白石主査 例えば、埼玉県で問題があった彩福祉法人などは、その後どうなっているのでしょうか。同じような事業が引き継がれているのかどうか。もし社福でそういうことがあるのであれば、今里さんがおっしゃった最初の前提というのが崩れてしまいますね。

○今里課長 あれば、ですね。

○白石主査 是非そこは、お手数ですけども、調査をお願いいたします。

○今里課長 ちょっと調べてみたいと思います。

○鈴木専門委員 恐縮ですけども、そもそも施設整備費を出す目的というのはどういうところにあるのですか。

○今里課長 保育所の場合で申しますと、保育をする義務というのが市町村にございまして、それを実際どういう形でやるかということ、一番普通の形としては市町村自らの保育所を設置するか、社会福祉法人あるいはほかの事業者が設置をして、保育をやってもらうという形になるわけです。

その時に実際にその場所が必要ですので、その建物を整備するに当たって、もともと市町村なり国なりが責任を持ってやっていることですので、そのお手伝いをする。

○鈴木専門委員 当然、国がやるべきところを民間にやってもらうので。

○今里課長 それは公がやるべきところですよ。

○鈴木専門委員 というような理屈なのですね。そうしますと、私が単純に思うのは、供給が足りないという状況ですから、これからどんどん保育所をつくらなければいけないという状況で、社会福祉法人とほかの株式会社なり民間事業者を比べた場合、補助金を出した時にどれぐらい建つかというレバレッジの観点で言うと、社会福祉法人というのは、株式会社に比べてどんどん拡張するとか、そういう動機づけがない、どんどん展開していくというようなインセンティブがない法人であるわけです。つまり、単純に補助金の使い道として、どちらに補助金を出した方がレバレッジとしてたくさんつくれるかといった場合に、社会福祉法人以外のものに出した方が効率的に供給は増えるだろうと考えるわけです。

何とかその効果を活かすという意味で、多分いろいろ法律の制約があるとは思いますが、ほかの法人にも施設整備費などが出るような仕組みが今後あった方が、供給が効率的に増やせるだろうと思います。

○白石主査 今、鈴木専門委員が申しましたことから考えれば、介護保険では報酬単価に施設整備の減価償却分が出ている。保育でも同じように、施設整備としてイニシャルコストを補助するのが困難でしたら、運営費の中にそういう意味合いの減価償却分を加味して、

参入の負担を軽くするというのも1つのアイデアかと思うのですが、これについて具体的な検討をしていただくことは難しいでしょうか。

○今里課長 具体的な検討と申しますか、そこら辺の話となりますと御承知かと思えますけれども、今その社会福祉審議会の少子化対策特別部会で、次世代育成のための全体の制度の枠組み、保育所だけでなく一時預かりなど、そういったものを含めての制度設計の検討を今まさに、この9月から毎週会議を開いてやっているんですけども、その中で多様な事業主体の参入というのは、今おっしゃいましたように供給量を拡大していくためには、避けて通れない課題だというのが少子化部会の認識であります。

幾つか検討の視点がありまして、そのうちの1つとして今おっしゃられました、減価償却という形ですることとはどうなのかというのが、1つの検討の視点には挙げられておりまして、どうなるかは勿論わからないわけですけども、御検討いただいている内容ということにはなっております。

○白石主査 福田前総理の時に、「保育制度改革については年内に結論を得る」ということが打ち出されております。今でもそれは有効でございます、そちらでやられている会議の進行を私どもが心配する必要はないと思いますが、12月まで検討を続けて、具体的な改革項目について年内に結論を得ることが既に決まっている中で、今のスケジュールではたして間に合うのでしょうか。

○今里課長 どういうスケジュールでやっているかと申しますと、9月からほぼ毎週開いております。9月の30日から10月6日、14日、22日と4日間にわたりまして、それぞれ保育の今おっしゃられました観点も含めて、いろいろな課題がありますので個別の課題ごとに4回に分けて議論をしていただきました。

実はその後2回ほど11月には別のテーマ、例えば放課後の子どもの学童保育とか、あんないった事柄を少しいたしまして、11月の末には報告の原案になるようなものが出せたらなど今進めてはおります。

○白石主査 では、次のテーマに行ってもよろしいですか。

2番目の民間施設給与等改善費加算、いわゆる民改費のところですけども、これは余剰がなく、給与などの支払いに支障を期すおそれのあるところに対しては適用。配当をしているところは経営がうまくいっているということで、趣旨に反するため不適用という御回答でした。また、この加算を受けていない施設数については把握していないということなのですが、都道府県や政令指定都市レベルでは既に把握ができていて、それが厚労省に上がってきていないという理解でよろしゅうございますか。

○今里課長 そういうことなんですね。

○白石主査 なぜ、今まで把握しようとしなかったのでしょうか。

○今里課長 基本的には都道府県にこの話というのは任せているところでありますので、それぞれの保育所を所管する、保育所の認可をするのが都道府県ということになっておりますので、全体の状況を特段集計するということはしてこなかったということであります。

○白石主査 先ほどおっしゃいました少子化部会の中で、多様な参入主体を含めて質的、量的な拡充を図るという中で、今の実態をきちんとはとらまえて、どういうところにどのような補助金の出し方をしているのかを把握されることが、今後のインプリケーションにもつながるわけで、この把握というのがとても大事なことではないかと思うのです。

近々、把握をしていただく御努力はお約束いただいてもよろしゅうございますか。これは調べればすぐに出るということですね。

○今里課長 できると思います。

○白石主査 ありがとうございます。

○翁委員 配当に対して支出を行っているところに加算を適用しないというのは、インセンティブ構造がゆがんでしまうというか、やはり努力してやっているところが、そういった恩恵を受けられないという構造自体が、やや問題があるのではないかと思います。

○鈴木専門委員 解釈が、つまり配当を出すことが余剰であるという考え方が問題だと思うのです。株式会社であれば配当しないというのはあり得ない話で、代表訴訟になってしまいます。配当というのは、株を発行して資金を調達しているわけですから、その資金調達に対するコストを払っているという解釈をする方が多分自然です。借入金に金利を払うのと同じです。したがって、余剰であるというのは考え方としては少しおかしいと思うのと、もう1つは、この配当というのは別に保育事業だけで収益を上げているものの配当ということではないですね。それはどうなのですか。

○今里課長 これはどうでしょう。経理をどう区分しているかということになるかと思うのですが。

○鈴木専門委員 配当と言った場合には株式に対する配当なので、株式を発行している主体の全利益に対する配当になると思いますから、本来の定義で保育だけの収益に対する配

当であれば、何となく理屈としてわかりますが、その辺のところを御検討いただければと。

○今里課長 2つありまして、1つはもともと歴史的というか、制度的な出発点からしますと、社会福祉法人は先ほども申しましたように、もともとの成り立ちから申しますと御存じだと思いますけれども、篤志家が自分の財産を投げうって慈善をしたいというところから始まっているものであります。

その事業をすることによって資金をどこかから調達して、それを配当するという考え方に、そもそも制度が立っていないところから始まっているものですから、おっしゃるような株式会社というものの成り立ちから見てきた道筋とは、若干その考え方がどうしてもこのところで異なってきてしまっていると思うのです。

そのところは今、御指摘もありましたので、どうするのがいいのかというのは少子化特別部会でもきっと検討の課題にはなるとは思いますけれども、そういった出発点がそもそも違うところに今のバランスが成り立っていて、これから先それをどうするかというのは別の課題だと思いますけれども、現状そうなっているという点はちょっと御理解をいただきたいなとは思っています。

○翁委員 株式会社などを増やしていこうとすると、やはりそれに合った形での質向上と両立するような保障の在り方を考えていかないと。やはりこういうのが残っていると、質の向上にもつながりません。

○今里課長 そうなんです。勿論これは制度の設計の仕方配当を行うことと、それによって、かえって質の向上もするのだという制度設計というものもおそらくあり得るんだと思いますけれども、伝統的な見方からしますと、配当はまず余剰であるという意識が強いわけでありまして。

そうしたら、もともとそこにお金を使うのであれば、例えば逆に保育の中身の方に例えば人件費だとか、質を上げるべきではないかという議論もあるものですから、そこら辺との全体の組み合わせというか整合性をとって議論を進めていく必要があると思います。

○翁委員 でも、質を向上させるために資金を調達するわけですからね。そのために配当を上げるわけですから、そこは御検討ください。

○白石主査 では、次の社福会計基準のところでございますけれども、これは社会福祉法人以外の事業者では企業会計でOK、必ずしも社福会計を適用しなくてもいいという御回答でした。運営費の使途範囲以外に充てる場合は、一部社福会計に基づいた処理を行わなければならない。この「一部」の意味というのをお聞かせください。

○今里課長 すみません、ちょっと今は。後での御回答ということでもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○白石主査 それから、「一部」の件に加えて、この運営費の使途範囲以外にというのは、人件費、管理費、事業費以外はすべてという理解でいいのか。この2点について後日きちんとした説明、御回答をお願いしてもよろしゅうございますか。お願いします。

これは、原則として企業会計でOKという理解でいいのですね。

○今里課長 原則として、ですね。

○白石主査 例外規定だけが設けられているのであれば、私どものリクエストとしては、まず、その例外規定のところをきちんと明確にしてほしいということでございます。

では、先に進みまして、4番です。今、多くの自治体がこの財政難から民営化に踏み切りようとしておりまして、その時にやはり早急に移行すると移行準備の期間が短かったり、政治的かつ過去の経緯によって、いろいろ社会福祉法人の人たちとのつながりもあったりして、委託先を決める際に、果たして透明性が担保されているのか。適切な事業者が選定されているのかという問題意識がございます。

全国の保育関係事務担当者会議においてお願いをしていただいたり、事務連絡を出されたりという経緯があるわけですが、これで一体どうなったのかということをお聞きしたいのです。

○今里課長 もともとは民営化と言いますか、民間のいろいろな力の活用を進める、保育所を整備していくということが必要であろうということで、児童福祉法の改正というのが平成13年にあったわけでありましてけれども、その時に、その法律の施行通達のようなもので、この民間に委託するなどの場合には、決めていく時の透明性をちゃんと確保して、情報を公開していったという形でやってくださいというお願いをしているわけなんです。

それはお願いというか、技術的助言というか、そういった性格のものなわけですから、実際に民営化に当たってどうしたかという詳細な報告を求めるような制度には、個別の事例についてなっているわけではないのですけれども、正直申しまして、訴訟も起きているということもよく報道などで聞きますし、かなりそのところは住民の側から見て、透明とは思えないと理解されているケースが結構出てきているという状況だと認識しています。

ということで、実は今年の3月にそういった会議を行った時に、そのところはきっちりやってくださいということと、もう一度選考基準や選考過程において、社会福祉法人だけにするとか、そういうことのないようにきっちりやってほしいということ、今年の春ぐらいに問題意識を持ってやったところですので、その結果どうなったかということについては、ちょっとまだ聴取するようなことをしていないという状況です。

○白石主査 本件につきましては、先ほど今里課長がおっしゃった全体の制度設計の枠組みとは別に走れる話だと思いますし、せっかく通知に沿った運用をとということで、全国担当者会議でお願いをしていただいたわけですから、都道府県に報告義務はなくとも、是非その後どうなったかという実態を把握していただきたいと思います。よろしゅうございますね。

○今里課長 情報収集に努めたいと思います。

○白石主査 お願いいたします。

○鈴木専門委員 都道府県に対してお願いはしました、でも自治体での状況は把握していませんという類の御回答が保育に限らず、介護分野などでもたくさん出てきているのですが、これは地方分権ということで、厚生労働省による拘束力はないというか、既にお願いのベースでしかないということなののでしょうか。

○今里課長 技術的助言ということになるんですか。昔流の指導とか、そういうものとは大分関与が変わってきているように思います。お願いというのは言葉のあやかかもしれませんけれども。

○鈴木専門委員 通知の拘束力というのは、それは基本的には相手任せというところなのですか。

○今里課長 そうです。責任は最終的には向こうが。

○鈴木専門委員 わかりました。もう1つリクエストですけれども、実態を把握される場合に、あからさまに社会福祉法人に限るということはないかもしれませんが、実質的に社会福祉法人に限っているようなやり方というのは多分あると思うのです。例えば今までの実績があるところにしか委託しないとか、そういう実質的に社会福祉法人に限るというようなことをやっていないかどうかを見ていただきたいと思います。

○今里課長 情報収集をする際に、どういう形でやるかというのを、工夫によってそれがうまくいく取れるかどうかというのはあるかと思いますが、少し研究してみたいと思います。

○白石主査 では、資料の4ページでございます。保育所の入所基準ですけれども、これ



についても当会議から、今どれぐらいの潜在的ニーズがあるのかということ把握してくださいということで、3か年計画として御努力いただいています。お手元の資料の後半部分に、提出いただいた潜在的なニーズ調査のアンケート用紙が付いていますが、具体的にどの設問の回答をどう分析することによって、潜在的ニーズが浮かび上がってくるのかということをお教示いただければと思います。

○今里課長 その調査票の6ページ目です。問9から始まって、まず利用しているか利用していないかというところから始まるわけですが、問9-4で「利用していない」というところですが、この時に保育所に入所していないのは保育が必要な方は一体どうされているのかとか、どういう理由なのかとか、そういったことを調べているところであります。

○鈴木専門委員 定義にもよりますが、経済学的に考えるとこういうニーズ、需要というのは価格対比の概念なのです。条件対比の概念と言った方がいいと思うのですが、つまり、保育所が近くにあるとか、価格帯がどれぐらいであるとか、そういう条件によってこの需要というのは当然変わってくるのだと思います。

ここで把握するものは、今の条件、つまり今、保育所が空いていないとか、そういうことを織り込んでアンケートに答えているはずですので、そうすると、どうせ待機児童になるからということであきらめてしまう回答になる可能性が高いと思うのです。そういう意味では、これをそのまま使うということになると、潜在的な保育需要としては、大分過小なものができるのではないかという気が感想としていたします。

○今里課長 すみません、それともう1つ、問10も関係しておりまして、今は利用していないが、できれば利用したいというのがありまして、今の御質問のお答えにはならないんですけども、こちらの方もより直接関係してくるのかなど。

○鈴木専門委員 どう分析するかですけども、そういったいろいろな要素を考慮されるというのではないかと思います。それから、この103の自治体というのは、全国にばらけているのでしょうか。どういうサンプリングをされたのですか。

○今里課長 これは任意抽出だったかと思えます。

○鈴木専門委員 任意抽出ですか。つまり、自治体が協力するといった場合に依頼しているということですか。

○今里課長 調査要綱というのが実はございまして、この資料の後ろには付いていないよ

うですが、提出させていただいた資料の調査票からこちらの添付資料が始まっているはずなんですが、その1枚前に、この待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査要綱なる1枚の紙があります。

そのこのところにどう書いてあるかと言いますと、これはまたお出しすればいいと思うんですけども、政令市についてはすべて。中核市及び特別区については半分の自治体を対象とするとともに、すべての都道府県において人口規模別あるいは都市部、郡部別に各都道府県で2つの市町村。その市町村から政令市、中核市、特別区を除くものを選定した上で、各自治体の10歳未満の児童を有する世帯数を勘案し、必要標本世帯数を自治体ごとに無作為に抽出した世帯を客体とする。

ですから、私が先ほど無作為と言ったのはかなり不正確で申し訳ありません。最後の、どの家庭を取るかというところは無作為で、どの市町村を選ぶかというのは人口規模とか、あるいは都市部、郡部かという条件を考慮した上で都道府県で選んでもらっている。こういう仕組みになってございます。

○白石主査 今ざっとこの調査票を拝見して、私のような素人でもちょっとここはと思うようなところが幾つかあります。

例えば、宛名を見ると、既にお子さんをお持ちの方に調査票が配布されるようになっていて、これから妊娠をしようという予備軍の人たちは入っていないとか、さきほどサンプリングの話が出ましたけれども、今、福井市などは待機児童ゼロですので、どこに住んでいるかによって、それが潜在的なのか、顕在化しているのかということも違いますし、どのサービスを要望するかによっても費用等の関係でニーズがどこまで強いのかとか、直近の就労希望がどこまで現実味を帯びたものなのかとか、やはり分析をしていく上で地域の現状を踏まえた見方をしていかないと、出てきた数字に信憑性がないような気がするのです。

これは省内でおやりになっているのか、どこか専門事業者に委託をされているのか、有識者のアドバイスがあるのかということはいかがですか。

○今里課長 これはシンクタンクに依頼をお願いしまして、調査の分析を行っております。

○白石主査 では、これについてはまた後ほどということでもいいですか。

次に、入所選考基準に関する情報開示というところですか。これは、私が知っているある自治体などでも、ポイント制を敷いていなくて結構アバウトにやっているところがあるのです。もし裁判が起こった時に、説明責任を果たせません。

情報開示の徹底について、今年の4月に周知していただいたわけですが、これも今後どのようにフォローアップをされ、実態把握に努めていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

○今里課長 当然私どもの方で、こういった形できっちりやっていってくださいとお願いをしたわけですから、その後情報収集を努めていきたいとは思っています。

○白石主査 これは、どれぐらいまでに実施していただけるのでしょうか。年度内ですか。

○今里課長 どうでしょうか。本年4月に改めて周知したところですから、こういったことは勿論速やかにやっていただけるとは思うんですけども、少し考えますと、自治体のサイクルを考えていって、いろいろなことを措置してホームページに載せたりするのは、実際にそのお子さんがこういったところに入ろうと応募していらっしゃるとい行動のサイクルに合わせておそらく行うのではないかと思います。

とすると、それは勿論年度内から随時始まってはおりますけれども、年度いっぱいであるというサイクルが終わるのかなという気がいたします。その募集して、それを決めてという形が。

そういたしますと、年度内というよりは年度が明けてから、昨年の状況で例えば問題が生じていたかとか、どのくらい改善を図ったかということをやるのは、おそらく年度が明けてからすぐにやるというのが適切ではないかと思います。

○白石主査 わかりました。では4月とか5月辺りに。

それでは、次のページ、保育所の最低基準ということで、この項目に関しても私どもの方から、どうしてほふく室が3.3平米なののでしょうか、科学的な根拠をきちんと調査していただきたいということで提言いたしました。それで、研究会を立ち上げていただき、検討に入っているようですが、私どもの懸念としては、そちらからの御回答で「定性的な基準も含め」とあって、定量的なところをおざなりにしたままで、新しく定性的な基準が付加されるのではないかと懸念を、正直申し上げて持っているのです。

これについて、今後どういう方法論で施設基準を見直すのかということをお聞きしたいということと、ここに入っている委員の方のお名前を拝見しても、こうした児童福祉施設での施設設計の専門家というのは余り多くないように思うのですね。

○今里課長 今メンバー表がついていると思っておりますけれども、この委員長を務めていらっしゃる定行教授は建築側の方なんですけど、特に児童の福祉施設のような生活居住と言うんでしょうか、そういった事柄の御専門にされている方でいらっしゃいます。

○白石主査 住環境とか生活環境と、こうした児童福祉施設というのは違うと思っておりますけれども、直近でこの方がお書きになった保育施設等に関する論文などはございますか。

○伊藤補佐 幼稚園などの設計の担当もされていまして、そういった住居空間というより

も、乳幼児とかがいるような児童系の設計に詳しい方です。

○白石主査 この方お1人ということなのですか。

○伊藤補佐 純粋な建築家と言えば藤木先生も1級建築士ですし、そういう方がいらっしゃいます。

○白石主査 科学的な根拠という、事故の状況やこうした建築空間が子どもの健全な発達について、どういう機能があればいいとか、どういう数値が必要かということ、やはり学際的に研究をしていくことがあると思うのです。拝見したところ、委員それぞれの専門領域はおありになっても、果たしてそれらをどう集約されるのかということに非常に興味があるのですが、今後この研究会の方向性はどのようにとりまとめていかれるのでしょうか。

○今里課長 まず今、学際的というお話がありましたけれども、基本的には児童福祉施設の最低基準というのは、そこで子どもが健全な発達をするという観点と、それから、衛生、安全の観点。それは健全な発達の一部ではありますけれども、事故が起きないとか、そういった観点というのが大きく2つあるかと思います。

そして、それを支える保育所側のスタッフであるとか、あるいは保護者とのふれあいであるとか、そういった形をどうとらえるか、どのぐらいの広さがどういう場面で必要なかとか、あるいはどういうことをするために、ここのパートが必要な機能を備えていなければいけないとか、そういった形での研究が必要になるわけですが、その研究を今、実際に保育所での子どもの活動などをピックアップしたりとか、そういったことを専攻研究も踏まえまして、今やっけていただいているところなんです。

○白石主査 ということは、定性的基準だけではなく数値基準もきちんと押さえていただくという理解でよろしいですか。

○今里課長 数値の基準を出すのは難しいなどという声も実は研究メンバーからは聞こえてはおりますけれども、可能な限りそうして出してもらえたらと思っております。

○白石主査 わかりました。では、その次の定員の見直しは飛ばしまして、新待機児ゼロ作戦、これは先ほどのアンケートとも関連する項目です。6月6日の公開討論で鈴木専門委員からいろいろ御質問した件に関連して、明確な御回答を今日までいただけなかったということで、鈴木専門委員を中心に質問させていただきたいと思っております。

○鈴木専門委員 資料2がお手元にあると思いますので、そちらを御覧ください。これは以前、大分前に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略で、社会的なコストの計算ということで7,000億とか8,000億という財源が必要だというお話でした。その根拠を示してくださいとお願いしたところを御回答いただいたものがこれです。

もうその頃の方がみなさんいらっしゃらないので、ここでお聞きするのも少し心苦しいところがありますが、これをいただいた後にもう1度当方から、ここの数字はどういう意味ですかと幾つか御質問をしたところ、まだ御回答がないという状況で、できればここで御回答いただきたいということです。

まず、資料2の1枚目ですが、真ん中の線が引いてある「年齢別児童数」というところでは、保育サービスの給付額を算出するに当たり、現在の、つまり算出時点の年齢別児童数なのか、それとも、この推計自体は10年後までの試算ですけれども、10年後の児童数を予測した上でそれを使っているのか、どちらなのかお聞きしていました。どちらかというのはおわかりになりますか。それでは、後ほどでも結構ですので、御回答いただければと思います。それから、2枚目の病児・病後児保育で、700億円の追加財源が必要だという計算ですが、上の括弧の「病児・病後児保育サービス量」というものの算定式の中で、2分の1というところに線が引いてあります。この2分の1の根拠が不明なので、どういう意図か御質問していました。これも、もし今おわかりになれば、後ほど御回答いただきたい。それから、1枚目と同じですが、その下の放課後児童クラブの計算で、「年齢別就学児童数」が、10年後の数値なのか、今の数値なのかということです。

そして、次のページですが、ここについては7,000億とか8,000億とかいう財源額は、保育単価のみで計算されているというご説明でした。実際に認可保育所を運営するには、地方の上乗せ負担とかいろいろ人件費の上乗せが必要なもので、それがなければ、保育単価だけでなかなか認可保育所を増やすということはできないのではとお尋ねしたところ、そうではなくて、保育単価だけでやれている自治体も結構ありますというお話だったので、では、そういうところは具体的にどれぐらいの数が存在するのですかと伺ったところ、後で回答しますということで、いただいた御回答がこちらです。お答えとしては結局把握されていないということで、それでは、やはり上乗せ負担みたいなものを加味した財源ではないと、たとえこの額が確保されても、なかなか現実問題として認可保育所を必要だけ増やすということはできないと考えます。どれぐらいの自治体で上乗せ負担をしているのかとか、どれぐらいの金額になるのかというのを、お調べいただきたいと思います。

それで、本件はお聞きしてから大分時間が経っておりますので、できれば今週中に一定の御回答をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○今里課長 実際に把握するのはおそらく今週中というのは難しいとは思います。

○鈴木専門委員 そうですね。最後の部分は。

○白石主査 それでは、16の保育ママのところに移りたいと思いますけれども、これは前国会の時に廃案になってしまったということで、臨時国会に再提出される方針を固められたとの報道もありますが、これについて進捗はいかがですか。

○今里課長 事務的に再提出するような内容の法案はできておまして、再提出といっても法案の根幹といいますか、本質的な内容というのは特に変更がないものですが、一部、養育里親の制度だったと思いますが、21年の1月1日から施行というのが従来の法案の規定だったんですが、この臨時国会に提出した場合に、やはりそうすると準備期間が短いので、それを4月1日にずらすというところだけが、前回提出の法案と違う内容ですが、そのほか本質的な内容というものは全く同じという形のものを、事務的に再提出の準備は終えております。

○白石主査 次に17番。法案の事務的な内容は詰まっているということで、中身の実施基準やガイドラインの骨格というものは、ほぼ固まっているとの情報もあるのですが、これは専門家等による検討会のメンバーなどは決まっていますか。

○今里課長 未定です。やはり法案が成立した後に、これは設置しないとおかしなことになりますので、法律になる前にこれを始めるわけにはいかないという状況であります。

○白石主査 まだ決まっていないかもしれませんが、やはり検討会のメンバー以前に何を結論として導いていくかという、ある種のゴールみたいなものというのはありますね。そうではないとメンバーも決まらないですし、法案の中身にも関連してくることだと思っておりますが、お話しいただける範囲内で結構だと思いますけれども、どういうことをどんな視点で決めていこうとされているのでしょうか。

○岩崎対策官 実施主体が市町村の事業としてしますので、市町村の方で家庭的保育が実施されるに当たっての、できるだけ詳細なガイドラインといいますか、そういったものを提示していきたいと思っております。

○白石主査 それはやはり、市町村の実態を尊重する上でのミニマムということでよろしいわけですね。

○今里課長 そういうものもあります。何がこのガイドラインで決めなければいけないかと言いますと、勿論その実施体制がありますけれども、その時に必要な観点というのは、これが円滑に進む。相当程度の量の拡大が見込まれるような形でなければいけないという

ことがあるわけです。

と同時に勿論、質が確保されるということがないといけないわけで、量のみ拡大する計画をして質の悪いものが広がるというのはかえって悪になりますので、そのところを具体的に確保するための仕組みとして、例えば具体的に言えば研修や巡回指導もそうだとここにも書いてありますけれども、そういったものがあるわけですが、それを今、申し上げたような視点から、最低限私どもの方で決めるべき部分と、市町村にそれぞれにお任せする部分というのを仕分けして、それぞれについてどの程度、この基準というところで具体的に書くのかということの検討になるかと思います。

○白石主査 わかりました。次に移らせていただいて、保育ママをされる方が、御自身未就学児がいるとだめとか、3親等以内だと預かれないということがあるわけですが、フランスなどは実子や近親者も一緒に保育できる。これはどうしてなのでしょう。

○今里課長 2つありまして、まず1人でされる場合は、保育ママというものの性格から考えて、3人までが適当だと今まで進めて考えているわけですが、そうした時に、仮に実子の方がそこに1人いて、2人その保育ママの制度の中というか、よそのお子さんを預かるというのは、これは構いません。

ただ、仮に実子や、3親等以内の方を3人預かってしまうと3人がリミットですから、そこで成立しないということになります。その人数というのはつまり、実子やお預かりするお子さんであろうと関係なく、とにかく3人ぐらいまでを1人が面倒を見るのが適当であろうという考えに基づいています。

ですから、実子がそこにはいけないということはずなないんです。ただ、実子や御親族の方を含めて3人までという形は、やはりそれ以上になりますと1人で見なければいけない子どもの数が増えますので、難しいだろうということが1つ。

それともう1つ。保育ママの対象としてお預かりするお子さんが、仕事をするに当たって当然市の方からお金が来るわけですが、そういうものの対象には実子とか親族のお子さんは含めない。この2つがございます。

○白石主査 今は預かってもいいということですか。

○岩崎対策官 今は3親等内の子どもについては、対象児童として外しているということです。

○白石主査 いてもいいということですね。

○岩崎対策官 対象児童というのはつまり、簡単に言えばお金はその分は出ませんという

ことです。ただ、未就学児童の場合は、家庭的保育者になれないというのが現状の実施基準上はそうなっているところです。

○白石主査 その理由がよくわからないのですけれども。

○岩崎対策官 3親等以内と未就学児童のところは少し違うということでございます。

○白石主査 自分の子どもを見ても、自分が利用料を払えば問題ないではありませんか。市から補助が出ていますから。1人自分の就学児童、2人別の子どもという。

○鈴木専門委員 ただ、そうするとまずお金の方の話でいきますとそれは。

○今里課長 ただその場合、利用者と事業の実施者たる性格を同時に兼ね備えるというのは、おかしくないですか。

○鈴木専門委員 そうですが、保育所の保育士が自分の子どもを自分の保育所に預けるということは可能ですよね。それも同じような考え方になるのではないのでしょうか。つまり、実施者イコール受益者ということになりますので、それができる以上は、保育ママができてもおかしくないような気がするのですけれども。

○白石主査 通勤に便利だから連れて来られている方はいますね。

未就学児と就学児、5歳と6歳で切られるこの根拠というのは、私はよくわかりませんが、手がかかる子どもで自分の子どもがいたら、他人がおろそかになるということですか。

○岩崎対策官 一応、そこに書いていますとおり、保育に専念できる環境ということで、やはり手がかかるということで、未就学児童を現に養育していないことを、今の実施基準上では要件としているところです。

○白石主査 もう少し明確に教えていただきたい。では逆に保育に専念できる環境というのは具体的に何を満たせばよろしいのでしょうか。実子がいると、やはり自分の子どもがかわいいので、御飯も優先して自分の子どもに先に食べさせてしまうとか、わかりやすい例だとそういうふうに想像してしまうのですが。実子がいる、いないにかかわらず、保育に専念できる環境というのは具体的にどう理解すればよろしいのでしょうか。契約の中で、こういうことを満たすようにきちんとうたっておけば、いろいろな状況に対応できるような気はしますけれども。



○鈴木専門委員 現実問題として、こういう保育ママみたいなのを広げようと思う場合には、例えば一人っ子的の場合、親と子ども1人で育てるのは余り教育的な環境によくないということで、他人の子どもを預かって3人ぐらいで一緒に育てる方が、自分の子どもにとっても非常に利益があるので保育ママをやろうという動機があるようです。

ですから、そういう場合にこれは非常にネックになっているということですので、その辺のことを御検討いただければと思います。

○今里課長 その点は重要な御指摘だと思うんですが、ただそうすると、例えば極端な話、1人でも保育ママというのが成り立つと思うんですが。1人預かる場合でも成り立ちますね。

○岩崎対策官 3人以内ですか。

○今里課長 3人以内です。実子だけを保育ママの事業ですと言って、ということはおかしいですね。ですから、それは極端な例としておかしいと私も感覚的に思いますし、おっしゃったような問題点があるというのも理解できますので、そこら辺はいずれにしても今後、法律が通りましたら実施基準をつくりますので、今の御指摘の点も少し研究はしてみたいと思います。

ただ、おっしゃる部分はわかるんですけれども、それだけで全部すっきり説明がつかないかなというのは、正直言って今、申し上げた例などを頭に浮かべると思ってしまうものです。

○鈴木専門委員 逆に、自分の実子だけの場合には除外すれば問題はないような気がしますけれども。

○今里課長 そこはですね、実子だけかというところと、実子はその対象としない部分と両方あって、極端な例が2つありますが、その間のところはどう整理するのかというのは、今おっしゃったことはそのとおりだと思うんですけれども、実際にそれを現場としてやる場合に、例えば隘路があるかもしれないと思うんです。ですから、そこら辺のところも含めてニュートラルな形で検討をしたいと思います。

○鈴木専門委員 是非、御検討ください。

○白石主査 3親等以内ということについても併せてお願いします。4親等ならOKで3親等はだめという、ここで線引きがなされている点についても御検討ください。

それと、保育ママに預けられる対象児童も「保育に欠ける」ということですが。保育ママというのは御近所の方などにテンポラリーに預けるといふ、やはり緊急性とか柔軟な用途で預かっていただけという身近な存在であるのかなと思うのですが、なぜその保育ママの場合にも「欠ける」要件がかかっているのか。前回、義本課長とお話をさせていただいた時に、保育ママというのは保育所保育の補完だとおっしゃいました。要するに、待機児童がこれだけいる時には、一時的な専業主婦のニーズなどには対応できませんと。やはり「保育に欠ける」という人達を優先しなければいけない。そうしますと、保育需要が将来的になくなっていったら、保育ママの役割というのは当然消失するのですねとお聞きしたら、明確な御回答をいただけなかったと思います。

私は保育園の保育と保育ママの保育というのは、もともと少し質が違うのではないかという認識を持っておりまして、これから検討会をされる際には、やはりどういうニーズの違いがあるのか、現在の利用者の人たちは何を期待して預けているのかとか、「欠ける」要件が今のようにあり続けているのかということも併せて、検討いただきたいと思います。

○今里課長 保育ママが制度上どういうところに今の法律上位置づけられているかという観点で申しますと、それはやはり補完であると言わざるを得ないです。

というのは、今回法律を改正すると、その部分は今回の改正によってはとりあえず明確になるんですけども、市町村に保育の実施義務があつて、それがその保育所というような手段が一番メインなわけですけども、それ以外に幾つか方向があるというもののうちの1つとして、家庭的保育事業、保育ママが今回位置づけられることになりますので、そういう意味で言えば、補完的なというのはまさしくそうなんですけど、ただ、今おっしゃられましたように、ニーズや求められているものが、保育所に求められているものと保護者の思いとして全く同じかというのと、それは若干違うというのが現実かもしれません。

ただ、そここのところも「保育に欠ける」要件の話も御指摘いただいでいて、少子化部会の方でやっておりますけれども、そここの全体的な設計の中で、保育所はこういったニーズに主に対応するもの。それから、一時預かりはこういったニーズに対応するもの。家庭的保育事業はこういったニーズに対応するものという、ただ、あまりきちんと細分化していくと、かえって制度自体にフレキシビリティがなくなって、地方で機能しないということがありますので、そこは考えなければいけないんですが、ある程度グラデーションをかける的にやっていくことが必要だと思います。

○白石主査 是非よろしく申し上げます。

次ですが、資料の9ページで、家庭的保育支援者の配置状況と効果をお尋ねしたら、これを使った補助金申請はゼロだったということでした。ニーズが果たしてあったのかどうか、自治体がこの制度を果たして理解していたのかとか、余りこれに期待できなかったのではないかと感じてしまうのですが、どういう御認識をお持ちでしょうか。

○岩崎対策官 今まだ申請を受け付けている途中なものですから、これから出てくるかどうか分かりませんが、現状ではまだ出てきていません。

○白石主査 掘り起こしはされていますか。

○岩崎対策官 お問い合わせ等々ありますので、それについてはいろいろ対応しているところです。やはり必要性はここに書いていますとおり、孤立化だとか密室性の解消ということで非常に有効な手段だと思っているところなんです。

ただ、実際の市町村の中で事業をする際には、やはりこの支援者を1人置くというところまでがなかなか、保育者自体が余りいない中でこういったところまで手が回りきれていないところがあるのかなという気がします。

○白石主査 必要性はあるのでしょうか。

○翁委員 少し次のところと関係してきますけれども、民間の保育ママとか、そういったネットワークがございますから、むしろそういうのを活用していくというやりの方が、この分野についてはより適切なのではないかという感想を持っているのですが、そこはいかがでございますか。

○岩崎対策官 民間の保育ママといいますか、民間でもあると思うんですけれども、そういうママさんたちが実際に市町村の保育ママとして登録をしていただければ特段何の問題もないわけですので、今後そういう展開があるかもしれません。

○白石主査 家庭的保育支援者については、またフォローをされている最中とのことですので、一定の時期が来ましたら情報交換をお願いしたいと思います。

次の21番、22番のところに進みますが、民間保育ママに認可外保育施設の指導監督基準が適用されているということです。保育ママさんは自宅で保育を行います、最初から保育ママをするために転居したり自宅を購入したりはされていないはずなので、そもそも自宅で保育をするということと認可外保育施設は全く異のものと私は思うのですが、保育ママさんにまでこうした認可外施設の基準を適用することの理由というのは、どういうところにあるのでしょうか。

○今里課長 やはり、認可外保育施設と構えるとそういうことになるんですけれども、やはりある程度公的と言うと変ですけども、社会的にというか、よそ様のお子様をお預かりするというのを事業としてするということになるわけで、そうした場合にはやはり何

らかの、全体の保育をするという形での、安全であるとか、そういった面については最低限必要なことについては、こうすべきであるとか、あるいはこうしてほしいとか、そういったことを行政側の責任で言っていくということはまず必要だと思います。

そうした時に、認可外保育施設の指導監督基準が適用されているということで、これはそもそも自宅でやるような事業なんだから、おかしいではないかというお尋ねなんですけれども、まず、確かにそこは研究の余地はあると思うんです。施設の指導監督基準ですから、それが自宅でやるというところにそのまま適用されるというのは、全くそのままでもいいのかという点があるのかもしれない。

ただ、同時に幾ら御自宅でされるとは言っても、火災とかそういうことが起きた時に、全くなしでこれをどんどん量として進めていくということについては、また若干疑問が残りますから、何らかの形というものは、どこまで行っても残るんだと思います。

そのところについては、正直申しまして今、認可外保育施設指導監督基準以外にこういったこの保育ママのための基準がないわけですので、そういった状況も起きていますと認識しております。

ですから今回そのところをどうするかというのはやはり、法案が通った後の実施基準を進めていく中で、こういった形にするのかというのは検討の課題だとは思いますが。

○白石主査 あじさい要望のやりとりの中で、初回は「全国規模で対応不可」だったのですが、再回答では少し前向きな「検討」というお答えに変更していただいています。

今の今里課長のお話を伺っていますと、やはり前向きに保育ママ向けの新しい指導監督基準を設けていただけるように聞こえたのですが、これは御対応いただけると考えてよろしゅうございますか。

○今里課長 ここに書いてあるとおりなんですけど、その際には民間の家庭的保育サービスに係る指導監督基準を設けることが適切かどうか併せて、検討してまいりたいということでございます。

○白石主査 これはいつぐらいまでに検討をスタートしていただけるのでしょうか。

○今里課長 検討をスタートするのは法案が通ってからですね。

○白石主査 わかりました。

次は 23 番、ベビーシッターです。派遣型ベビーシッターについては、これは保育ママと同じように認可外保育施設の指導監督基準が適応されるということになってはいますけれども、実際、立ち入り調査というのはほとんど行われていないようですが、どうしてなのでしょう。先ほどお話のあった社会的使命があって保育をしているということでは、保

育ママも保育施設もベビーシッターも同じだと思うのですが、なぜそこからベビーシッターが抜けているのかということです。

○今里課長 ここに印刷してある回答がこういうことなんですけれども、まずは家庭的保育サービスに係る指導監督基準を、今後も受けるかどうかという検討をすると、先ほど申し上げましたけれども、ベビーシッターの方については、そういった制度上位置づけているものでもないということなので、そのほかの基準をつくるというのが、今のところ契機がないというのが実情ではあります。

ここに書いてあるように、都道府県知事が必要と認めて、それはそう取り扱っているんでしょうという、非常に突き放したお答えで大変申し訳ないんですけども、おっしゃるように、保育をするということに関して、ベビーシッターと家庭的保育で制度上の位置づけは別として、保育をするという観点からこちらに適応して、こちらに適応しないということに合理的な事由をこの場で見出すことは、私は残念ながらできません。

○白石主査 タレントの研ナオコさんのお子さんが、ベビーシッターさんからひどい虐待を受けていたという報道を読んだことをあります。アメリカでもベビーシッターによる虐待のために、自宅にカメラをつけている人もいるということで、ベビーシッターについても、利用された方の評価とか、現状の問題点がどういうところにあるのかということを取られる必要があるかと思うのですが。

○翁委員 やはり保育ママとベビーシッターを余り大きな断絶のあるものとしてやるのは少しおかしいですね。

○鈴木専門委員 保育ママの検討をされる時に、一緒に御検討いただく方が望ましいような気がいたします。

○今里課長 本当はそうなのでしょうね。ただ率直に申しまして、ベビーシッターは我々の先ほどの公的関与の話ではありませんけれども、家庭的保育事業を今回法制度化するわけですから度合いが大分違うので、その場で同じように検討をしたとしても、まず検討の課題となるのかどうかということが実はあります。

それから、正面切ってそこだけの基準をつくるということは果たして、おっしゃるのはよくわかるんです。実態としてそこは何もなしで、ほかのものをやっているのはおかしいのではないのかというのはわかるんですが、仕組みの問題としてどうするかということについては検討をしなければいけないと思いますので、そこを少し考えてみたいと思います。

○翁委員 少なくとも施設についての基準が大幅に違うのはおかしいですね。

○白石主査 「一部を適用しないことができる」という、この「一部」というのが私はよくわからないのですが、一部を適用しないということと、立ち入り調査をしないということとは別ではないかと思うのですが。

○今里課長 一部を適用しないというのは包含されると思うんですね。例えば立ち入りをしないとか、そういったことも含めて一部を適用しないということができるというものの中に含まれると思います。

○白石主査 先ほど、保育全体に関して量の拡大と同時に、質の面での危うさがあるということで、質の担保もということだったのですが、やはりベビーシッターを活用される方は増えてきましたね。現在どういう問題があるのかということは、きちんと把握していただく方がいいのではないかと思います。そのための方法論として、やはり必要であれば立ち入り調査もやるということですね。実態を把握をされていないのに、そこでどうするかという議論はできないと思いますので。

ここについては少し前向きにお考えいただくという、急速に規制を強化するというのではなく、検討の俎上に乗せていただくという理解でよろしゅうございますか。

○今里課長 そうですね。検討と言いますか、検討する場をどうするかという問題がありますので。

○白石主査 それは委員会でも内部でもヒアリングでも結構でございますので、何らかの形で検討していただくということです。

○今里課長 何らかの形で。

○白石主査 わかりました。ありがとうございます。

24 番のベビーシッター育成支援事業の運営の適正化ということで、これはベビーシッターを利用する際の割引券に関して、国からこども未来財団に補助が出ていて、事務的な手続というのは社団法人の全国ベビーシッター協会で行っている。この割引券が適用できる事業者というのは、ベビーシッター協会の正会員だけに限定されています。ところが、ベビーシッターをおやりになっらっしゃる事業者さんたちにヒアリングをすると、シッター協会に入っても会費が非常に高く余りメリットがないということで、会員になられていないところも多いようなのですが、それでもうちはしっかりやっていると自負をされているところが多いのです。その時に、協会の会員かどうかだけで取り扱いが異なってはまずいのではないかと。つまり、さきほど翁委員が申し上げたように、良い事業者のところ

にインセンティブが働くようにするのであれば、先ほどの質問と関連しますが、きちんと評価をし、まずいところは市場から退出していただくような仕組みとともに、良いところにこうした割引券が使えるようにしていくのが私は筋ではないかと思うのです。御回答としては、検討中ということですが、どの程度、今、検討が進んでいるのでしょうか。

○今里課長 まず、検討するためには実態としてどうなっているのかを、例えばベビーシッター協会に聞くとかそういうことが必要かと思うんです。というのは、全体の仕組みは明確になっているわけですが、なぜこういった仕組みで運用されているのかという趣旨があるかと思います。

そのところは今までのところ、ベビーシッター協会の方に説明を求めますと、やはり質の確保であるというお話です。質の確保、つまり、自分たちは研修事業も実施していて、そのベビーシッター事業者は会員になって、自分たちのところの研修を受けてくれる。こういうことによって、その質が担保されているということです。質が担保されていると自分たちで考えているところに、この事業を実際にしていただくという仕組みなのだという話なわけです。

今のところはそこまでなんですが、当然ここから先どうなるかと言いますと、質の担保がなされている。我々が所管している法人ですから、そうであろうと基本的には考えるわけですが、他方そうではないんだという声もし強いのであれば、そのところは公平に見てどうなのかということは、考えなければいけないと思います。

○白石主査 研修事業の中身そのものと効果ですね。全国ベビーシッター協会でおやりになっている研修事業もすばらしいものだと思いますが、独自の研修をそれぞれなさっている事業者さんもいますし、そこを比べてどうなのかということだと思います。

○今里課長 そのところが少し難しいのは、これは公平な観点で見ると、ベビーシッター協会にせよ、その他の事業者さんにせよ、自分のところでやっていることが質の確保につながっていて、自分のところの質は大丈夫だと誰しも思うわけでありますから、そのところを客観的にはかる基準というのが本来は必要なんだと思います。

○白石主査 ユーザー評価みたいなものも含めてですね。

○今里課長 ただ、こういったものの質の評価をすると、なかなか難しい。そうすると、最低的な安全基準みたいなものだけでいいのかという話になるんですけれども、そのところが未発達なところもあります。

更に、国が公費を投じてやっていく以上、やはりある程度、相当程度以上質が高いものが保障されているという担保が要るのかなと思うわけですが、そのところをどう

やって測っていくのかという技術的な困難さもあるのかなとは思ってはおります。

ですから、端的に申しますと、協会にせよ、ほかの事業者さんにせよ、うちのところはしっかりやっていますと言って、そう言われるとそうかなと思いつつ、私どもの方でなかなかそれを客観的に判断するのは難しいという事情はあります。

○白石主査 ただ、仕組みをつくっていらっしゃるところが、判断するのが難しいということでは制度は進みませんね。ですから、何か客観的に把握できる仕組みをつくっていただく。

○今里課長 ただ、そのものにはやはり、第1段階としては事業を実際に実施しているベビーシッター協会が判断するのを、まずは尊重するというのが第1段階だとは思いますが。

○白石主査 では、その協会が把握されていないところは、常に蚊帳の外ということですか。健全な事業をしていらっしゃるのに。

○今里課長 今のところそうですね。

○白石主査 そう申しますと、協会に加盟していれば良い事業者であって、それ以外のところは何らかの懸念が残るということなのですか。

○今里課長 懸念が残るというよりは、いい事業者だと完全にされていない。

○白石主査 国からの補助金が末端では全国ベビーシッター協会に加盟している事業者にだけ適用されているということは、国からの補助金が経営に寄与しているということですから、そこに入っている事業者さんが健全な事業と健全な保育をなさっているという確証があるからこそ補助金が出ているわけですね。研修事業の有用性や効果というのはどういう方法論で把握されているのでしょうか。

○今里課長 研修事業の有用性ですか。具体的には会計的にしか見ることができないわけですから、その研修を受けて、ただおそらく研修を受けて、受ける前と受けた後で、実際に質が向上したということを何らかの方法で把握はしなければいけないと思います。

○白石主査 それは今後お願いできるということですか。研修の有用性と、果たしてベビーシッター協会会員だけに使えていることが妥当なのかということも併せて。

○今里課長 そちら辺のことを全部含めて検討しようということでもあります。



○白石主査 ありがとうございます。

では、病児・病後児保育に移りたいと思います。これはニーズがありながらも、なかなか数が増えていかないということです。4人定員で保育士1、看護師1だったところを、1人当たりの補助単価を引き上げて保育士2、看護師1でより安心できる体制にしたということですが、病児保育をやっている側にお聞きしますと、保育士2になったことによって更に負担が重くなるのではないかと、来年は更に施設の数が減って規模縮小になるのではないかと懸念があるわけでございます。

病児保育の全体像と言いますか、病児保育をこれからどういう方向で拡充していこうとされているのか、今、行われている専門職の定員増と1人当たり補助単価引き上げということが、その方向に合致しているのかどうかということ、どのように検証されるのでしょうか。

○今里課長 病児・病後児保育についても全体的な取組み、保育のニーズに対応していくという取組みの中で考えるべき事柄だと思うわけですが、その時に、やはりどうしても病児・病後児というのは、一般の普通の保育所ではその感染などの危険もあるわけですから、その段階ではやはり別の仕組みをつくって、そこでやっていかなければいけないということになりますので、全体の多様な保育のニーズに応じていく、そして量を拡大しながら質も確保するという点においては、この病児・病後児保育についても何ら変わることはないというのが大方針だと思います。

その時に、今までの形では例えばスタッフの配置が不十分ではないか。これは質の観点だと思いますけれども、そういった形の話がありますので、そここのところの質を高めることができるようにということで、予算の内容での改善を図ったというのが平成20年、今年の事柄であります。

ただ、その時におっしゃられますように、そのことによってかえって経営が苦しくなって、量が減ってってしまうということでは、ニーズに応えることが逆行してしまいますので、そういうことにならないようにしないと考えるしております。

ただ、その時に何かということではありますけれども、健全な経営ということではあります。前回こちらでも御指摘をいただいたわけですが、利用者の負担です。こここのところがやはり健全な経営ということに、病児・病後児保育のような、年中毎日使うものではないわけですから、そういう観点でもう少し利用者も負担をすべきであるという、それは私どもも同様に考えて、そういったことで今お願いをしているというか、そういったものなのですよという浸透を今、図ろうとしているところです。

まだまだ現時点では、今まで利用料をそれほど取っていなかった、固定化していたということがあったものですから、そここのところがまだ、なかなか進んでいないのかなということで、それがひいては今おっしゃられたような経営が苦しくて、このままではというよ

うな懸念が生じる1つの要因になっているのかなと思います。

今、進めている方向、質をちゃんと確保した上で量を増やしていくという中で、利用者にも応分の負担を求めていくという意識をきっちり浸透させていくというのが今、進むべき方向かなと思っております。

○白石主査 この制度改変によって施設数が減ってしまうということも予想されるわけですね。始まったばかりでの話をしてもしょうがないのですが、今後見直しというのはどういうふうにされていくのでしょうか。

○今里課長 これは当然、今、申しましたように、制度が変わった時にはなかなか全国の話ですから、ぱっと今日明日で変わるという話ではありませんので、ある程度の時間をかけて、もし仮に今、私どもが最終的な目標というか、大目標としての質を確保して量を、多様なニーズに応えるというのは、これはおそらく間違いないと思うんです。

それをどう実現していくかという方策を今回やったわけですが、ある程度の時間をかけてみないと、それがいいのか悪いのかというのは、またその制度が朝令暮改のように変わっても混乱を招くだけです。

○白石主査 さきほどから質の向上とおっしゃっているのですけれども、病児保育というのは緊急性のあるお子さんもいれば、おたふく風邪や風疹で移らないように、言葉は悪いのですけれども、とにかく隔離をしておくことが必要な場合もあります。また、熱があって40度を超えたのであれば、病児保育の対象ではなくなるわけですね。保育士を1から2に増やすということで、果たして実態に合った病児保育になっているのか、それで本当に質の確保が図られているのかなど、やはり実態調査をきちんとしていただいて。保育士増員ということが、経営にとってどう影響をもたらしているのかとか、病児保育に來ているお子さんたちのニーズはどういうところにあるかといったことをにらみながら、私は制度をつくっていただく方がよろしいのではないかと思いますので、今までにそういうことはおやりになっていますか。

○今里課長 今回の事業の制度、事業の仕組みを変えるに当たっては、当然その実際にどう運用されているかとか、どういうところに課題があるかということが、日々の我々の業務の中で情報の収集はしてやっています。

○白石主査 その情報収集って、今までの担当者もすべて同じようにおっしゃったのですけれども、単に電話で関係団体や何人かに聞いたという程度なのですね。それだけ少ないサンプルでは、やはり実態は浮かび上がってこないと思いますし、きちんと制度をつくり、フォローアップをする。必要であれば早急に見直しをするということが、とても大事では

ないかと思うので。

○鈴木専門委員 病児・病後児は、もともと保育課の管轄ではなく、母子保健課でしたね。それで、昨年、母子保健課にヒアリングをした時には、実態把握という面では、保育課の管轄はかなり情報収集をされていたのですが、病児・病後児の部分はほとんど情報がなかったのですね、実際に聞いてみても。ですから、かなり遅れているという印象を持っておりますので、せっかく保育課が管轄されるということなので、もう少ししっかり把握をしていただきたいと思います。

それから、やや超越的なことを言うようですが、利用者負担を引き上げるとするのは、1つの方向性として正しいと私も思いますが、おそらく病児・病後児保育みたいなものは、今の2,000円とか2,500円という値段から大幅に引き上げることは、おそらくは難しいだろうと思うのです。つまり、需要に合わせた価格帯にしたら多分、経済的に考えて既にかかなり高いと思いますので、さらに価格を高めることによってかえって需要がなくなり採算が合わなくなるという、その辺ののり代はかなり薄いと感じます。

こういうものに関して、どうやって費用を徴収したらいいかということ、経済学的にはこういうものは一種の保険みたいなものなのです。そんなによく起きる問題ではないので、医療保険と同じですね。起きた時には非常に困るのですが、普段は余りそういう問題は起きないわけで、そうすると、こういうものに対応するための費用徴収の方法としては、起きた時に自己負担をどんと取るよりも、リスクがあった時にいつでもかかれますということで、普段から保険料として取っておくというのが正しい解答だと思うのです。

そういう意味では、補助金を出すというのが1つのやり方なのですが、でも補助金だとこれは誰から取るかということ、応益の負担ではなくて広く一般の国民の税金から取るということですから、余り筋は通らない。しかも、そんなにたくさんの予算が確保できるかということこれも難しい。したがって、1つの方向性としては認可保育所に入っている人の保育料の中に、例えば50円とか上乗せをして、病児・病後児保育をいつでも使えますと、保険料を上乗せすることが正しいやり方です。逆に、自己負担はもっと安くてもいいぐらいだと思うのですが、保険料で取るという考え方が1つだと思うのです。

NPOで幾つか保険料的な発想でやっているところもありますが、しかしそこにも問題がありまして、こういう民間でやる保険事業には、経済学的には逆選択と呼ばれる問題が起きます。よく使う人ばかりが加入して、使わない人は加入しないので、結局使う人に合わせてどんどん値段が上がっていく。つまり、保険が成立しなくなってしまうということで、そういう現象が起きることが知られております。それに対抗するには、強制加入の方式にするのが正しい対応です。つまり、国として全員加入で認可保育所に入っている人は1人50円ずつの保育料を取るとか、強制的に保険に加入させるというのも1つのアイデアだと思います。

○翁委員 スポーツ障害みたいに全児童に100円とかですね。

○鈴木専門委員 スポーツ障害はまさにそうですね。そういうアイデアも1つなのではないかと思います。

○白石主査 最後に、緊急サポートネットワークとファミサポの関係で、派遣型病児・病後児保育サービスの拡充というところです。これまで派遣型の病児保育を緊急サポートネットワーク事業でおやりになっていたけれども、これを廃止し、ファミサポでこの病児をやるという御回答ですが、私もファミサポを利用したことがあります、普通の方ですね。さきほどの病児保育の御説明を聞いていると、やはり病児というのはとても大変なので専門職が要ると。ファミサポで果たしてそれができるのかと疑問視する声もあるようでございますが、これについてはいかがでしょうか。

○山口補佐 今、緊急サポートネットワーク事業というのは国の事業で実施をしております、今、御指摘のファミリー・サポート・センター事業の場合は普通の資格のない方、一般の方がやっということですが、今の緊急サポートネットワーク事業の位置づけを一応申し上げますと、先ほども少し出ましたが、病気になった場合にその方が面倒を見るというのではなくて、預かっているお子さんの病態が悪いという場合に、病院に連れて行ったり、そういうようなことをお願いすることになっております。

したがって、必ずしも自分でその方が面倒を見る、要するに病気のお子さんの医療行為であるとかをすることではなくて、病院に連れて行くというお母さんの代わりという位置づけでやっております、したがって、これからファミリー・サポート・センター事業の拡充をしてやっていただく場合に、どういう要件をファミリー・サポート・センター事業の提供していただく方をお願いをするかというのは、まだ決まっておりますけれども、例えば一定の研修であるとか、あるいは一定の資格であるとかというのを求めることもあるのかもしれませんが、そのところはまだ詳細には決まっております。

いずれにしても今の緊急サポートネットワーク事業においては、その方が自分で面倒を見るというよりは、病院に連れて行くというスタンスで基本的にやっておりますので、そういったところも踏まえながら、このファミリー・サポート・センター事業でどういう方が対象になっていくのかというのを、これから検討していきたいと。

○白石主査 それだけ作業が切り出しできるものなののでしょうか。例えば病院に連れて行くだけではなくて、2時間見ておいてといった状況は絶対生じてくると思うのです。今おっしゃった一定の研修資格というのは、普通のファミリー・サポート事業でも各地域で研修事業はやっていますね。

○山口補佐 例えばお子さんの状態が急に変わった時に、病院に連れて行くというのを普通お母さんだったらすると思うんですけども、逆にそのファミリー・サポート・センター事業で通常の時に預かっている方であれば、よくお子さんのことをわかっているわけですね。そういった場合に、何か様子がおかしいぞということがわかる可能性もあるわけです。

今は、緊急サポートネットワーク事業の場合は熱が出た時だけこっち、普通はこっちということなんで、預かる人が必ずしも同じではないですし、逆に熱が出た時だけ預けるといのが、その人で本当に大丈夫なのかという声もあるんです。ですから、むしろそれだったら通常預かっている人をお願いをして、何かおかしいぞということであればすぐに病院に連れてってもら方がいいのではないかという考え方もあり得ると思うんです。それはいろんな考え方があると思いますけれども、そういったような観点もあると思います。

その時に、どういう資格とか、例えば研修とかやっていなければいけないのかというのはこれから検討するんですけども、必ずしも一義的にファミサポだと普通のお母さんだからだめだということではなくて、それは通常のお母さんだって資格なしで勿論子どもの面倒を見ているわけですから、一概にそう言えないのかなとは思っています。

○鈴木専門委員 緊急サポートネットワーク事業を廃止したという理由は、何か事故があったとかそういうことはあるのですか。

○山口補佐 具体的には、この方に書いておりますけれども、まず1番大きいのは利用者の観点で、先ほども少し申し上げましたが、ファミリー・サポート・センター事業と基本的には似た仕組みなんですけれども、片方は市の事業でやっていて、片方は国の事業でやっていて、委託団体が必ずしも同じではありませんので、何か病気の時にはこっちです。あるいは普通の時はこっちですとあって、ちょっとわかりにくい。これは2つあって一体何なんだろうかとということで、利用者にとって不便があるということが1点。

それから今、県ごとに1団体ということで国から委託をしておりますので、必ずしも県内すべての地域に展開することが難しい場合が実態としてございました。そういったことからファミリー・サポート・センター事業は、本来市の事業でやっているもので、基本的にはそういう緊急サポートネットワーク事業も病児・病後児の保育も地域の保育サービスと連携して行うというのが当たり前ですけれども、基本ですので、国から委託するよりは、地方自治体でやっていただいた方が、本来であろうということもございまして、ファミリー・サポート・センター事業の方の予算を拡充するというので今、予算要求をしております。

○翁委員 病児・病後児といっても大分ジャンルが広いと言うか。例えば感染症にかかって、もう学校に出られる状態だけれども、7日間のうちあと3日間残っていて、そこで見

てほしいという場合は多分、ファミサポなどはすごく利用しやすいと思うのですが、非常に緊急を要する場合とか、そういった場合にきちんと対応できる体制をつくるような形で、整理していただくことはすごく大事だと思っています。

○白石主査 やはりサービスの供給者側もただでさえ責任の重いことなので、さらに病気のお子さんまでとなると、供給が伸びていかない可能性もあると思います。ですから、料金体系の問題とか、適性を持つ人たちの選定とか、自治体がいろいろ創意工夫しやすいような支援策をお願いしたいなと思います。頭で考えたように現場は動いていないですし、やはり病院に連れて行くだけでも結局半日預かるケースなどもあると思うのです。

そうしますと、先ほどの保育ママにはすごく厳しい基準だけれども、ファミサポの人が預かっている部分はそれでいいのかとか、また新しい検討材料も出てくると思いますので、是非フォローをよろしくお願ひしたいと思います。

1点確認を忘れたのですが、さきほど利用者負担は事業費の2分の1が適切というところで、既に都道府県を通じて市町村実施機関にお願ひしたところという御回答を得ているのですが、いつどのような形でお願ひをされたのでしょうか。

○今里課長 それは今年の担当者会議の時に、その旨をお伝えしたんだったと思います。

○伊藤補佐 大体、毎年度3月に都道府県の担当者を集めて会議を行うんですが、その際にお願ひをしております。

○白石主査 3月にお願ひをされて、もう半年以上経っているわけですがけれども、利用料を見直したところがあるのかどうかというのは、今後把握していただけるのでしょうか。

○今里課長 今のところは把握をしておりませんですね。当然それは先ほど申し上げましたように、この事業をどうしていくのかというのは、制度というか仕組みを変えたわけですから、うまく機能しているのかとか、あるいは課題があるのかということは定期的に見ていかなければいけないというところですね。

○白石主査 わかりました。是非フォローをお願ひしたいと思います。

最後になりますが、事業所内託児施設の質の担保の徹底というので、事業所内施設というのはほとんど立ち入り調査が行われていないということですが、企業任せでいいのかどうか、ベビーホテルだけでいいのかということについてはいかががございますか。

○今里課長 私どもとしては事業所内保育施設も含め、ここに書いてあるとおりなんですけれども、企業任せということかどうか、基本的には先ほどの話と同じように、認可外監

督指導基準で指導をしてくださいと都道府県には言っているわけですので、この方向で進めていくということだと思います。

○白石主査 都道府県がきちんと監督できているかどうかということは、国はチェックされない。都道府県がやっているということで済まされているわけですか。

○今里課長 今のところは、勿論どの程度進めているのかということについては把握する必要もあるとは思いますが。

○伊藤補佐 例えば立ち入り検査の状況ですとか、違反の状況というのは都道府県に報告させています。ただ、実施事務という話もありますので、そういう報告という形ですが、一応そういうことで把握はしております。

○白石主査 都道府県に聞いた結果を是非こちらにも何らかペーパーにまとめた形でお教えいただければと思います。

何か事務局から確認事項などありますか。

○事務局 1点だけ、病児保育に戻らせていただいて。先ほど職員配置が厚くなった理由として、スタッフの配置が不十分で質が不安という声があったということが理由だと御説明があったかと思いますが、それはどこからの声ですか。

○今里課長 質の不安という声があったと、私は申し上げたつもりはなかったですが、より質の向上を図るために行ったということです。

○事務局 では、きっかけとして、事業者なり利用者なりから、保育士さん1、看護師さん1では保育の質は保たれないのではないかとといったような、懸念や要望があったわけではないのですか。

○今里課長 申し訳ありません。あるのかもしれませんが、私は今この場で。

○事務局 わかりました。

○白石主査 よろしいですか。それでは、長時間にわたり、いろいろ細やかに対応いただきまして、ありがとうございました。これで意見交換は終わりにさせていただきます。今後とも、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(以上)